

納骨壇使用契約の法的性質と永代使用料及び永代供養料返還の可否

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 12 月 10 日

【事 件 番 号】 平成 31 年（ワ）第 3629 号

【事 件 名】 永代使用料及び永代供養料返還請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容・一部棄却（確定）

【参 照 法 令】 民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの）651 条・662 条、民法 703 条

【掲 載 誌】 判時 2493 号 17 頁、消費者法ニュース 127 号 193 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25569561

國學院大學教授 一木孝之

事実の概要**1 前提となる事実**

宗教法人 A を包括団体とする Y は、「宗教法人 B」名称の集合納骨施設（以下「B」という。）を設置・経営している。平成 24 年 8 月、X は、B 内の納骨壇使用に係る管理規約（以下「管理規約」という。）に同意し、Y に対し納骨壇使用申込みの意思表示をするとともに、管理規約上の条項に従い、永代使用料及び永代供養料として、140 万円を一括で支払った。管理規約には、加入に際し使用者が全額納付した永代使用料及び永代供養料は、一切返還されない旨の規定（以下「不返還特約」という。）があった。これを受けて、Y は X に対し、特定の納骨壇に関する使用許可証を交付して承諾の意思表示をなし、当事者間で納骨壇使用契約が成立した。その一方で、X は、後記通知文書が Y に到達するまで、納骨壇の鍵を受領しておらず、これを使用したことがなかった。

平成 30 年、X は Y に対して、電子内容証明郵便により、納骨壇使用契約の解約、並びに支払済み永代使用料及び永代供養料の合計 140 万円の返還を求める旨の通知文書を送付した。

2 請求の内容

以上の前提事実から、X は Y に対して、(1) 前記通知文書を通じた納骨壇使用契約の解約により、永代使用料及び永代供養料支払における法律上の原因が存在しないとする民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの）703 条に基づく不当利得返還請求、そして選択的に (2) Y の債務不履行を理由に納骨壇使用契約を解除したことによる原状回復請求として、140 万円及びこれに対する

契約解約告知又は解除の意思表示の際に指定した返還期日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めた。

3 争点と当事者の主張**(1) 納骨壇使用契約解約告知の是非**

X は、納骨壇使用契約が、(あ) 対価と引換えの納骨壇使用を目的とする期間の定めなき動産賃貸借契約に、Y による X のための永代供養という役務提供を内容とする準委任契約が付随する混合契約であり、前者は民法 617 条 1 項前段、後者は 651 条に基づきいつでも解約告知可能であるか、又は (い) Y による遺骨又は遺品の保管に対して、X が報酬としての永代使用料を支払うという有償寄託契約に、Y による X のための永代供養という役務提供を内容とする準委任契約が付随する混合契約であり、前者は民法 662 条、後者は 651 条に基づき解約告知可能であると主張する。

これに対して Y は、納骨壇使用契約が無名契約であり、(あ) 永代使用料及び永代供養料は、納骨壇の永続的使用権設定の対価であって、一定の使用期間に応じた使用料を観念不能な点で賃貸借契約とは異なり、(い) Y には納骨壇に関する自由な開扉権限がないために遺骨等の占有がなく、寄託契約との理解によれば納骨壇使用をめぐる宗教的感情が考慮されないことになると反論し、民法 617 条 1 項前段又は 662 条に基づく解約告知を否定する（委任に関する 651 条に基づく解約には言及がない）。

(2) 納骨壇使用契約に基づく報酬請求権の発生を理由とする法律上の原因の有無

X は、永代使用料及び永代供養料納付後、Y による遺骨や遺品の保管及び永代供養が開始されて

おらず、支払の対価としての給付がなされていない以上、契約上の報酬請求権発生を理由とする前記納付に法律上の原因はないと主張する。

これに対してYは、永続的な納骨壇の使用権及び永代供養を受ける権利の付与を完了しているから、契約に基づく報酬請求権の発生を理由とする永代使用料及び永代供養料の支払には法律上の原因があると反論する。

(3) 不返還特約と法律上の原因の有無

Xは、(あ) 不返還特約が、解約の場合の損害賠償額の予定又は違約金を定める条項に当たり、Xによる納骨壇使用がなく、他の契約可能な多数の納骨壇が残存しているから、Yに生ずべき平均的な損害がない以上、消費者契約法9条1号に基づき全部無効になり、また、(い) 同特約が、納骨壇の不使用と永代供養の不実施の場合にまで適用されるのであれば、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に当たるため、同法10条により無効であると主張する。

これに対してYは、(あ) 不返還特約が、納骨壇使用者に対する永代供養を受ける地位の付与をもってYの義務は完全に履行される結果、永代使用料及び永代供養料の支払は不当利得とならない旨を確認的に規定したものにすぎないから、消費者契約法9条1号は適用されず、仮に適用されるとしても、解約による納骨壇再販売機会の喪失から生じる永代使用料及び永代供養料相当額が平均的な損害であり、また、(い) 特約が確認的に規定にすぎず、Yは解約によって前記の損害を被ることから、特約は消費者の利益を一方的に害する条項に当たらないと反論する。

(4) 債務不履行解除及び原状回復請求の可否

Xは、Bが墓地、埋葬等に関する法律という納骨堂に該当し、同法の趣旨からして、Yには、納骨壇使用契約当時、債務の本旨に従った履行ができない高度の蓋然性があつたにもかかわらず、これを秘匿してXに契約を締結させた点で、債務不履行（履行不能又は不完全履行）があり、Xは、解除の意思表示により原状回復として140万円の支払を求めることができると主張する。

これに対してYは、自身に債務不履行は存在しないと反論する。

判決の要旨

1 各争点に関する判断

大阪地方裁判所は、各争点に関して次のように判示する。

(1) 納骨壇使用契約解約告知の是非

納骨壇使用契約の内容は、管理規約の内容と同一である。管理規約条項と前提事実によれば、YがXからの遺品預り願い提出に基づき、遺骨又は遺品を永代に渡って保管し、これに対してXが報酬としてYに永代使用料を支払うこと、並びに、YがXのために保管する遺骨又は遺品を永代に渡って供養する役務を提供することが、契約の本質的内容である。したがって、納骨壇使用契約の性質は、遺骨又は遺品の保管に対する報酬としての永代使用料支払を内容とする有償の諾成的寄託契約に、永代供養という役務提供を内容とする準委任契約が付随した混合契約と解される。

Yが納骨壇を自由に開扉する権利を有しないことは、遺品又は遺骨の占有と保管を否定するものではなく、むしろ、寄託者の承諾なき受寄者による寄託物使用を禁じる寄託契約の性質に適合する（民法658条1項）。また、納骨壇使用契約締結、並びに納骨壇を使用して供養を受ける地位を付与されたことに基づく宗教的感情の満足の対価としての永代使用料及び永代供養料の性質は否定されないが、地位の付与は、前記のような契約の本質的内容にとって前提にすぎない。

以上のような納骨壇使用契約の性質によれば、遺骨又は遺品の保管に係る諾成的寄託契約部分は民法662条に基づき、永代供養に係る準委任契約部分は同651条に基づき、納骨壇使用者からいつでも解約されうる（本件においては、Xの通知文書がYに到達した時点をもって、納骨壇使用契約は終了し、将来的に効力を失う）。

(2) 納骨壇使用契約に基づく報酬請求権の発生を理由とする法律上の原因の有無

永代使用料及び永代供養料には、地位付与の対価を意味する部分と、遺骨又は遺品の保管及び供養に対する報酬に当たる部分が存在する。地位の付与による宗教的感情満足の対価部分については、その後の納骨壇使用契約の解除によっても、返還義務は生じない。そして、永代使用料及び永代供養料における両者の割合は、契約上の債務の本質的部分である後者が7割、その前提として付随する前者は3割と見るのが相当である。したがって、納付全額140万円のうちの3割に相

当する 42 万円については、法律上の原因がある。

諾成的有償寄託契約及び準委任契約の混合契約である納骨壇使用契約の解約告知により、同契約に基づく報酬請求権は、当該解約告知までの既履行割合に応じて発生するととまる（民法 648 条 3 項、665 条）。本件においては、Y による遺骨又は遺品の保管、並びに永代供養は実施されておらず、納付金額 140 万円のうちの 7 割に相当する 98 万円については、解約告知による納骨壇使用契約の終了後、支払の根拠となる報酬請求権の発生を理由として法律上の原因があるといえない。

(3) 不返還特約の有効性（不返還特約と法律上の原因の有無）

前提事実によれば、X 及び Y は消費者契約法上の消費者と事業者であり、納骨壇使用契約は消費者契約に該当する。そして、管理規約上の不返還特約は、使用者が解除又は解約した場合における適用をも想定しており、Y が契約上受領した既払金一切の不返還を内容とするものと解されるから、契約の解約に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定める条項に当たり、消費者契約法 9 条 1 号適用の対象となる。

本件における納骨壇使用契約と同種の消費者契約にあって、消費者が納骨壇の使用開始前の段階で解約告知により終了した場合には、通常は、事業者になんらの積極的な損害は発生しないものと認められる。数種の納骨壇から使用者が種類に着目して締結する本件のような納骨壇使用契約に際し、同種の全納骨壇につき使用契約が締結された後に、ある使用契約が解約された場合を除いて、契約機会の喪失による逸失利益は通常は発生せず、平均的な損害は認められない。

以上によれば、本件と同種の消費者契約につき、本件の納骨壇使用契約解約時点の区分に応じた平均的な損害は存在せず、不返還特約は、消費者契約法 9 条 1 号により全部無効である。

(4) 債務不履行解除及び原状回復請求の可否

X 主張の各事実は、契約の原始的不能を基礎づける事情と見る余地は格別、債務不履行に当たる事情ということはできず、解除に基づく原状回復請求には理由がない。

2 裁判所の結論

大阪地方裁判所は、X による納骨壇使用契約の解約告知を認めたうえで、既払永代使用料及び永代供養料のうち、42 万円については法律上の原

因があるが、98 万円については法律上の原因がないとして、不当利得返還請求を一部認容した。

判例の解説

一 問題の所在

本件では、宗教施設である納骨壇の設置及び管理者（以下「納骨壇設置管理者」という。）と納骨壇使用契約を締結し、永代使用料及び永代供養料を納付した使用者が、この間の納骨壇の不使用及び永代供養の不実施を踏まえ、同契約を解約告知し、納付金額の返還を求めた事案である。そこでは、使用者が契約を一方的に解約告知することの可否、並びに納付金につき不当利得返還請求権を行使することの是非が問われた。前者に関しては、納骨壇使用契約の法的性質、そこから生じる給付内容が重要であり、永代使用料及び永代供養料の意味が、後者に連なる問題として浮上する。後者をめぐっては、使用契約締結の基礎となった管理規約に付された、永代使用料及び永代供養料の不返還特約の有効性が主として検討される。

二 納骨壇使用契約の法的性質と給付の具体的内容

1 混合契約か、無名契約か？

非典型契約である納骨壇使用契約を、複数の典型契約から構成される混合契約と捉えるか、まったくの無名契約と解するかは、契約解釈上の民法条文適用の可否に影響をもたらす。前者の場合には、典型契約部分に対応する民法規定（の一部）が、直接又は類推適用可能となるのに対し、後者にあっては、ひな形としての典型契約規定の適用がなく、当事者の意思、なかんずく契約書等の内容がもっぱら解釈上の指標となる。本判決は、納骨壇使用契約が無名契約ではなく混合契約である旨を宣言することで、民法条文適用による解釈の途を開いている。

2 「遺骨又は遺品の保管及び永代供養の実施」か、「永続的な納骨壇の使用権及び永代供養を受ける権利の付与」か？

(1) 混合契約としての納骨壇使用契約を構成する典型契約に関して、本判決は、管理規約に照らし、納付された永代使用料及び永代供養料に即して、遺骨又は遺品の保管に対する報酬としての永代使用料支払を内容とする有償の諾成的寄託契

約に、永代供養という役務提供を内容とする準委任契約が付随したものと判断する。

(2) 永代使用料に対応する契約部分につき、一方で、その債務内容を、使用権の付与に求める理解がある。一例として、京都地判平 19・6・29（公刊物未登載、LEX/DB28131790）は、墓地使用契約に関し、墓地使用規則を根拠に、「墓地の使用期間の定めはなく、使用者の死亡にかかわらず、相続人又は控訴人から認められた祭祀承継者に引き続き墓地の使用を許諾するものであるから、賃借権又は使用借権のように一定期間の使用権を設定するものではなく、永続的ないし永代的な使用権を設定するもの」とする。それによれば、使用権設定の対価としての永代使用料は、実際の遺骨又は遺品の保管の有無とはかかわりなく、不当利得返還請求の対象とはなりえないことになる。

(3) 他方で、東京地判平 26・5・27（公刊物未登載、LEX/DB25519610）は、納骨壇使用契約をめぐる、納骨堂内の納骨壇の構造及び使用者の義務に着目し、「建物賃貸借契約の性質を中心としつつ、準委任契約の性質を併せ有する混合契約」であるとした。そうすると、民法又は借地借家法の規定に則り、賃貸借契約の解約告知が認められる場合の使用者は、納付した金銭について（部分的な）不当利得返還請求が可能となる。

(4) 上記の2裁判例との比較において、本判決の方向性が、前掲東京地判と近似することは自明である。本体的債務としての遺品又は遺骨管理をめぐる、諾成的有償寄託と賃貸借という位置づけの相違は、当事者の権利及び義務の具体的内容の確定と根拠条文の採用に影響を及ぼすが、後述する解約告知に関しては、両契約タイプのいずれによっても、同様の効果を期待しうる。これに対して、本判決は、永続的な納骨壇の使用権及び永代供養を受ける権利の付与から生じるのは宗教的感情の満足であり、契約の本質的内容ではないと判断しており、諾成的有償寄託としての性質変容を否定する。その意味では、前掲京都地判と解釈を同じくするものではないが、同時に、永代使用料及び永代供養料の返還の要否をめぐる、納付金員には「遺骨又は遺品を永代にわたって保管し、供養することに対する報酬の部分」と並び、「（保管と供養を：筆者）受けることができる地位を取得するための対価としての部分」がある旨を承認している点が注目される。以上のとおり、本判決

の特徴は、納骨壇の永代使用及び永代供養を受ける権利の付与を、契約の本体的債務そのものと観念することを否定しつつ、対価性の観点から永代使用料及び永代供養料の部分的要素として取り込んでいることに認められる。

3 契約の解除か、解約か？

(1) 使用者が納骨壇使用契約の解消を、契約一般原則としての解除により実現しようとするならば、納骨壇設置管理者の債務不履行、履行拒絶の意思表示、並びに使用者にとっての契約目的の不達成などが必要となる（民法 541 条、542 条）。その結果、納骨壇使用契約の解除が認められる場合には、両当事者による原状回復、金銭返還時の利息支払及び損害賠償義務が発生する（同 545 条）。

(2) これに対して、本件のように、納骨壇使用契約を構成する有償寄託の規定（民法 662 条）及び準委任の規定（同 656 条による 651 条準用）に基づく解約であれば、納骨壇設置管理者の債務不履行等が不問であり、その効果は将来に向けて生じる（委任に関する同 652 条参照）。そうすると使用者は、債務不履行解除に比して軽微な立証責任を負い、納骨壇設置管理者に対し、一種の清算処理を要求することになる。

三 永代使用料及び永代供養料不返還特約の有効性と不当利得返還請求の可否

本判決は、前述したとおり、納付金員を遺骨又は遺品の保管と供養に対する報酬部分と、これらを受ける地位の取得の対価部分に分け、その割合（7：3）を決定し、前者のみが不当利得返還請求の対象となりうる旨を判示する（報酬が解約告知前の既履行割合にとどまる〈民法 648 条 3 項、665 条〉としたうえで、保管及び供養の不実施から、報酬請求権の不発生を導出する）。このとき、当事者間で交わされた不返還特約の効力が問題となるが、本判決は、納骨壇使用契約の消費者契約該当性と消費者契約法適用を肯定し、特約が同法 9 条 1 号という損害賠償の予定又は違約金条項であるとして、本件における「事業者が生ずべき平均的な損害」の不存在を理由とする無効を宣言した。このような指向は、役務提供契約における納付金員不返還特約をめぐる近時の解釈に添うものといえよう（学納金返還訴訟をめぐる最判平 18・11・27 民集 60 巻 9 号 3437 頁、最判平 18・11・27 民集 60 巻 9 号 3597 頁など参照）。